

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成30年11月修正）	修正案（令和元年11月修正予定）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
4	防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。 (略)	防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。 (略)	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
5	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、 <u>避難勧告等の判断基準等の明確化</u> 、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u>	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
10	5 指定地方公共機関 (1) 一般社団法人愛知県トラック協会 ア <u>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> イ <u>災害応急活動のため各機関からの車両借上要請に対して配車を実施する。</u>	5 指定地方公共機関 (1) 一般社団法人愛知県トラック協会 <u>(削除)</u> ア <u>災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</u>	表記の整理
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
17	1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 <u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・</u>	1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・</u>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>（略）</p>	
	第 2 章 水害予防対策	第 2 章 水害予防対策	
	第 1 節 河川防災対策	第 1 節 河川防災対策	
20	<p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>（略）</p> <p>(7) 水災害連携の協議会 水防協議会</p> <p>県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</p>	<p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>（略）</p> <p>(7) 水災害連携の協議会 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会） 水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	第 4 節 浸水想定区域における対策	第 4 節 浸水想定区域における対策	
22	<p>4 地階等の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地階等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p>4 地階等の所有者又は管理者における措置</p> <p>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地階等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
23	<p>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p>	<p>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p>	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成30年11月修正）	修正案（令和元年11月修正予定）	備考
23	市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。	浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。	
	第6節 農地防災対策	第6節 農地防災対策	
25	<p>1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置 （略） （2）老朽ため池整備事業 老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。 <u>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>（3）用排水施設整備事業 自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により農地、河川堤防、公共施設等に被害が生じるのを防ぐため、頭首工、ひ門、水路等の改修を行う。 <u>（追加）</u></p>	<p>1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置 （略） （2）老朽ため池整備事業 老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。 <u>（削除）</u></p> <p>（3）用排水施設整備事業 自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により農地、河川堤防、公共施設等に被害が生じるのを防ぐため、頭首工、ひ門、水路等の改修を行う。</p> <p>（4）<u>ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</u> <u>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>30年7月豪雨のため池決壊被害を受けての表記の整理</p>
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
27	<p>1 市における措置 （略） （2）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （略） ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	<p>1 市における措置 （略） （2）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 （略） ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
28	<p>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報発令時には、警戒区域近隣に居住する住民等に F A X を利用して周知を行う。</p> <p>2 愛知県における措置 (略) (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について<u>順次</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を<u>推進</u>する。</p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を<u>推進</u>する。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>推進</u>する。 なお、<u>未指定の危険箇所</u>については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から<u>順次</u>、<u>指定</u>するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p>	<p>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）発表時には、<u>直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を発令することを基本とし</u>、警戒区域近隣に居住する住民等に F A X を利用して周知を行う。</p> <p>2 県における措置 (略) (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、<u>指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u></p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。 なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から<u>順次</u>、<u>行うものとする</u>。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p>	<p>(H31.3)に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
29	<p>(略) (追加)</p>	<p>(略) (5) <u>土砂災害監視システムの整備</u> 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する<u>土砂災害監視システムの整備</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
		<p>を行う。</p> <p>(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</u> <u>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</u> <u>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	
31	<p>2 市における措置 (略) (2) 施設管理者等に対する支援 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者利用施設における措置 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</p>	<p>2 市における措置 (略) (2) 施設管理者等に対する支援 <u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u> (略)</p> <p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p> <p>表記の修正 （防災基本計画の記載に合わせた修正）</p>
	<p>第4章 事故・火災等予防対策</p>	<p>第4章 事故・火災等予防対策</p>	
	<p>第1節 航空災害対策</p>	<p>第1節 航空災害対策</p>	
35	<p>1 市における措置 (1) 愛知県名古屋飛行場及びその周辺市町村との協定に基づく連携 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、<u>消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。</u></p>	<p>1 市における措置 (1) 愛知県名古屋飛行場及びその周辺市町村との協定に基づく連携 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、<u>消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年1回消火救難訓練を実施する。</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																																																						
	第 5 章 建築物等の安全化	第 5 章 建築物等の安全化																																																							
	第 1 節 交通関係施設対策	第 1 節 交通関係施設対策																																																							
41	2 道路 (略) (2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある <u>ので</u> 、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。	2 道路 (略) (2) 山間 <u>地域</u> の道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間 <u>地域</u> の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある <u>ため</u> 、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。	表記の整理																																																						
	第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備																																																							
	第 1 節 交通関係施設対策	第 1 節 交通関係施設対策																																																							
51	1 防災拠点施設の整備 <table border="1" data-bbox="235 651 1066 1278"> <thead> <tr> <th>防災拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所（本庁舎・東庁舎）</td> <td>市災害対策本部運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>消火・救急・救助活動</td> <td>各支署も含む</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>災害医療・保健衛生活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>災害拠点病院</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター</td> <td>災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道管理センター</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点施設	役割等	備考	市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営		消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む	保健センター	災害医療・保健衛生活動		市民病院	医療救護活動	災害拠点病院	リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動		上水道管理センター	応急給水・復旧活動		(追加)			(略)	(略)	(略)	1 防災拠点施設の整備 <table border="1" data-bbox="1122 651 1953 1278"> <thead> <tr> <th>防災拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所（本庁舎・東庁舎）</td> <td>市災害対策本部運営</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>消火・救急・救助活動</td> <td>各支署も含む</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>災害医療・保健衛生活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>災害拠点病院</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター</td> <td>災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道管理センター</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民会館駐車場 勤労センター（駐車場）</td> <td>応援隊の宿営場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点施設	役割等	備考	市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営		消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む	保健センター	災害医療・保健衛生活動		市民病院	医療救護活動	災害拠点病院	リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動		上水道管理センター	応急給水・復旧活動		市民会館駐車場 勤労センター（駐車場）	応援隊の宿営場所		(略)	(略)	(略)	表記の整理
防災拠点施設	役割等	備考																																																							
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営																																																								
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む																																																							
保健センター	災害医療・保健衛生活動																																																								
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院																																																							
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動																																																								
上水道管理センター	応急給水・復旧活動																																																								
(追加)																																																									
(略)	(略)	(略)																																																							
防災拠点施設	役割等	備考																																																							
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営																																																								
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む																																																							
保健センター	災害医療・保健衛生活動																																																								
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院																																																							
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動																																																								
上水道管理センター	応急給水・復旧活動																																																								
市民会館駐車場 勤労センター（駐車場）	応援隊の宿営場所																																																								
(略)	(略)	(略)																																																							
	2 市、防災関係機関における措置 (略) (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等	2 市、<u>県</u>及び防災関係機関における措置 (略) (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等	表記の整理																																																						

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
52	<p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。<u>なお、市職員は職員初動体制マニュアルの事前防災行動計画（タイムライン）等に基づき、災害対応を実施すること。</u></p> <p>(略) <u>(8) 防災情報システムの整備</u></p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
第 8 章 避難行動の促進対策		第 8 章 避難行動の促進対策	
56	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備		第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
56	<p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地階等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター、フェイスブックなどの SNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地階等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育や市防災ガイドブック等を活用した実践的な訓練を実施し、<u>とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター、フェイスブックなどの SNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	
	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
59	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難勧告等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難勧告等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベル</u>を付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことや、<u>既に災害が発生している状況（〔警戒レベル5〕で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があること</u>にも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u></p> <p><u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。</u></p> <p><u>〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれ</u><u>が極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
59	<p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</p> <p>(略)</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p>	<p><u>又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p><u>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p>	<p>修正。</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
60	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする</p> <p>ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	
61	<p>1 市における措置</p>	<p>1 市における措置</p>	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p>(4)その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p>・<u>市長から[警戒レベル5]災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u></p> <p>(4)その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する<u>際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第3節 帰宅困難者対策</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p>	
68	<p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>(略)</p>	<p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	
	<p>第2節 広域応援体制の整備</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備</p>	
70	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>イ 民間団体等との協定</p> <p>市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。</p>	<p>イ 民間団体等との協定</p> <p>市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
	<p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</p>	
75	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>カ 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 3 節 防災のための教育</p>	<p>第 3 節 防災のための教育</p>	
76	<p>1 市及び私立各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全教育</u></p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全教育</u>は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行</p>	<p>1 市及び私立各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災教育</u></p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校</u>においては、<u>避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																
	うよう配慮する。	「 <u>自らの命は自らが守る</u> 」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	修正。																
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策																	
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）																	
	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	第 1 節 災害救助法の適用																	
80	1 市における措置 (1) 災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (略) (エ) 市内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 <u>(追加)</u>	1 市における措置 (1) 災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (略) (エ) 市内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 <u>(オ) 市長等が緊急消防援助隊の応援が必要と認めたとき。</u> <u>(カ) 市外で大規模な災害が発生し、市長が支援をする必要があると認められるとき。</u>	表記の整理																
	第 2 節 職員の派遣要請等	第 2 節 職員の派遣要請等																	
83	1 市における措置 (5) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、又は不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末にて、広域災害救急医療情報システム（EMIS） <u>入力を行い</u> 、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。	1 市における措置 (5) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、又は不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末にて、広域災害救急医療情報システム（EMIS） <u>の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて</u> 、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。	表記の整理																
	第 3 節 災害救助法の適用	第 3 節 災害救助法の適用																	
84	1 県における措置 (略) <table border="1" data-bbox="322 1278 1077 1401"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		1 県における措置 (略) <table border="1" data-bbox="1211 1278 1966 1401"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		愛知県の組織再
救助の種類	実施者																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																	
避難所の設置	市町村（県が委任）																		
救助の種類	実施者																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																	
避難所の設置	市町村（県が委任）																		

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）			修正案（令和元年 11 月修正予定）			備考
	応急仮設住宅の設置	県（建設部）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		編に伴う修正 愛知県の組織再編に伴う修正
	(略)			(略)			
	医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	
	被災者の救出	市町村（県が委任）		被災者の救出	市町村（県が委任）		
	住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）	
	学用品の給与			学用品の給与			
	市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		
	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		
	(略)			(略)			
第 2 章 避難行動				第 2 章 避難行動			
85	■ 主な機関の措置			■ 主な機関の措置			表記の整理
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第 2 節 避難の勧告・指示等	(略)	(略)	第 2 節 避難勧告等	(略)	(略)	
第 1 節 気象警報等の発表、伝達				第 1 節 気象警報等の発表、伝達			
87	2 気象警報等の伝達系統			2 気象警報等の伝達系統			

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成30年11月修正）	修正案（令和元年11月修正予定）	備考
88	<p>(略)</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 気象庁本庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <p>(略)</p> <p>図3 水位周知河川の水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）</p> <p>知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）</p> <p>(略)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報</p> <p>(略)</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議の上、<u>愛知県建設部</u>と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>(略)</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 <u>名古屋地方気象台</u>から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 <p>(略)</p> <p>図3 水位周知河川の水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）</p> <p>知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））</p> <p>(略)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）</p> <p>(略)</p> <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、<u>県</u>と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
<p>第2節 避難の勧告・指示等</p>			
89	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p><u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難勧告を基本とする。</u></p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼び</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>ウ 屋内安全確保 <u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p>	<p>かける。</p> <p>ア <u>〔警戒レベル5〕災害発生情報</u> <u>河川管理者等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>イ <u>〔警戒レベル4〕避難勧告・避難指示（緊急）</u> 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な<u>〔警戒レベル4〕避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始</u> 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に高齢者等避難開始（早めの段階で避難行動を開始すること）を求める。 また、必要に応じ、<u>〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</u> <u>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者避難開始を発令する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
92	<p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>(1) 地域住民への伝達</p> <p>(ウ) 信号による伝達 サイレン信号により伝達する。</p> <p>避難信号 表中 近火信号</p>	<p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベル</u>を付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>(1) 地域住民への伝達</p> <p>(ウ) 信号による伝達 <u>大山（野口）と藤島団地については、地域に設置したサイレン設備を用い、サイレン信号により伝達する。</u></p> <p>避難信号 表中 避難信号</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第3節 住民の避難誘導</p>	<p>第3節 住民の避難誘導</p>	
93	<p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> （追加） 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u> ア <u>避難のための情報伝達</u> 避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障</p>	<p>2 避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) <u>避難支援の方法</u> ア <u>地域住民の協力による支援</u> 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。<u>なお支援の際は、避難支援等関係者の安全の確保に十分留意するものとする。</u></p> <p>イ <u>避難のための情報伝達</u> <u>避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の活用</u> ア <u>避難行動要支援者の安否確認等</u> <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。また平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で安否確認等を行うよ</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講じる。</p> <p>また平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。</p>	<p>う、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>イ 名簿情報の守秘義務等 提供された名簿情報は、避難支援以外の目的に使用しないための措置を講じる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ 避難後における対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。</p>	
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	
98	<p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 市及び各機関は、自己の所掌する業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するために必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。</p>	<p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>巡視中の二次被害防止のための追記。</p>
99	<p>3 重要な災害情報の収集伝達 (4) 孤立集落に係る情報 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>3 重要な災害情報の収集伝達 (4) 孤立集落に係る情報 (略) <u>(5) 支援情報共有ツール</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
		<p><u>消防庁の支援情報共有ツールに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力する。</u></p>	
	<p>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</p>	<p>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</p>	
108	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。</p> <p>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p><u>ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市長は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</u></p> <p><u>ウ 消防総務課及び消防署は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。</p> <p>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。</p> <p><u>その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。</u></p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に定めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 緊急消防援助隊等の応援部隊の受入れ</u></p> <p><u>ア 緊急消防援助隊の派遣の決定を受けた市消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</u></p>	<p>市防災計画（地震編）と整合性をとるため追記</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>(略) (追加)</p>	<p>(ア) 調整本部等への情報提供 (イ) 市進出拠点及び宿営場所等の選定 (ウ) 調整本部への本部員の派遣 (エ) 県進出拠点への職員派遣 (オ) 指揮支援本部等の設置場所の確保 (カ) 応援都道府県大隊等への情報提供 イ 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次の事務をつかさどる。 (ア) 被害情報の収集に関すること。 (イ) 被害状況並びに受援消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。 (ウ) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 (エ) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。 ウ 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛官、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとする。 (略) 5 要請によらない出動 (1) 迅速出動が適用された場合。 (2) 東海地震（暫定版）、南海トラフ地震アクションプランが適用された場合。 (3) 災害規模等に照らし、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めた場合。</p>	
	第 3 節 自衛隊の災害派遣	第 3 節 自衛隊の災害派遣	
111	<p>4 災害派遣要請等手続系統 図中 防災局 (注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。</p>	<p>4 災害派遣要請等手続系統 図中 防災安全局 (注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																								
125	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)	(略)			市	(略)	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)		<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)	(略)			市	(略)	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)		<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																								
(略)	(略)																										
市	(略)	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)																									
機関名	事前	被害発生中	事後																								
(略)	(略)																										
市	(略)	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)																									
第 1 節 道路交通規制等		第 1 節 道路交通規制等																									
128	<p>1 県警察における措置 (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 (略)</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>1 県警察における措置 (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 (略)</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																								
第 2 節 道路施設対策		第 2 節 道路施設対策																									
130	<p>2 市における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>2 市における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>																								
第 8 章 水害防除対策		第 8 章 水害防除対策																									
第 1 節 水防		第 1 節 水防																									
135	<p>(水防活動)</p> <p>1 水防管理者、ため池・水門等の管理者及び河川管理者における措置 (略)</p> <p>ク 公用負担 水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資</p>	<p>(水防活動)</p> <p>1 水防管理者、ため池・水門等の管理者及び河川管理者における措置 (略)</p> <p>ク 公用負担 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</p>	<p>表記の整理</p>																								

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																								
	<p>材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p>	<p>①必要な土地の一時使用 ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ③車両その他の運搬用機器の使用 ④排水用機器の使用 ⑤工作物その他の障害物の処分</p> <p>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。</p> <p>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</p>																									
	<p>第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>																									
138	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 619 1079 1129"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者 対策</td> <td>県、市</td> <td>1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1(2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者、学校等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 3 節 帰宅困難者 対策	県、市	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1(2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施		事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1137 619 1966 1129"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者 対策</td> <td>県、市</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者、学校等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 3 節 帰宅困難者 対策	県、市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策		事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第 3 節 帰宅困難者 対策	県、市	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1(2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施																									
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制																									
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第 3 節 帰宅困難者 対策	県、市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策																									
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制																									
	<p>第 1 節 避難所の開設・運営</p>	<p>第 1 節 避難所の開設・運営</p>																									
139	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しない</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>																								

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
140	<p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 <u>県が作成した避難所運営マニュアル</u>に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」を参考に配慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 <u>「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」</u>に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」<u>及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」</u>を参考に配慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」<u>及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」</u>を参考に配慮すること。</p>	<p>小牧市避難所開設運営マニュアル改定に伴う対策の追加</p>
	<p>第 3 節 帰宅困難者対策</p>	<p>第 3 節 帰宅困難者対策</p>	
142	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p>	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	<p>第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給</p>	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	第 2 節 食品の供給	第 2 節 食品の供給	
146	1 市における措置（略） 炊き出し用として米穀を確保する手順図中 愛知県知事（農林水産部食育消費流通課）	1 市における措置（略） 炊き出し用として米穀を確保する手順図中 愛知県知事（農業水産局食育消費流通課）	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策	
	第 5 節 通信施設の応急措置	第 5 節 通信施設の応急措置	
159	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。 (2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機を使用し応急復旧を図る。 (3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。 (4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る (略)	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (1) 西日本電信電話株式会社 ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。 イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。 エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。 (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。 イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。 (略)	表記の整理
160	3 市及び防災関係機関における措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。	3 市及び防災関係機関における措置 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考
	<p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p>	<p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>	<p>県第 3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
	<p>第 14 章 航空災害対策</p>	<p>第 14 章 航空災害対策</p>	
	<p>第 1 節 愛知県名古屋飛行場</p>	<p>第 1 節 愛知県名古屋飛行場</p>	
<p>163</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分） 愛知県名古屋飛行場 囗中：愛知県健康福祉部保健医療局医務課 愛知県防災局</p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分） 民間航空機の場合 囗中：愛知県健康福祉部保健医療局医務課 愛知県防災局</p> <p>164</p> <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 囗中：愛知県健康福祉部保健医療局医務課 愛知県防災局</p>		<p>1 伝達系統</p> <p>(1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分） 愛知県名古屋飛行場 囗中：愛知県保健医療局医務課 愛知県防災安全局</p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分） 民間航空機の場合 囗中：愛知県保健医療局医務課 愛知県防災安全局</p> <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 囗中：愛知県保健医療局医務課 愛知県防災安全局</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第 15 章 鉄道災害対策</p>	<p>第 15 章 鉄道災害対策</p>	
<p>168</p> <p>3 情報の伝達系統 囗中：愛知県防災局</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS）<u>入力を行い、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</u></p>		<p>3 情報の伝達系統 囗中：愛知県防災安全局</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS）<u>の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成30年11月修正）	修正案（令和元年11月修正予定）	備考
	第16章 道路災害対策	第16章 道路災害対策	
170	2 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災局（県災害対策本部） 3 応援協力関係 (3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS） <u>入力を行い</u> 、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。	2 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災 <u>安全</u> 局（県災害対策本部） 3 応援協力関係 (3) 市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（EMIS） <u>の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて</u> 、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。	愛知県の組織再編に伴う修正 表記の整理
	第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策	第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策	
	第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	
174	2 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災局	2 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災 <u>安全</u> 局	愛知県の組織再編に伴う修正
	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
175	2 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災局	2 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災 <u>安全</u> 局	愛知県の組織再編に伴う修正
	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	
178	3 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災局	3 情報の伝達系統 (略) 図中：愛知県防災 <u>安全</u> 局	愛知県の組織再編に伴う修正
	第20章 大規模な火事災害対策	第20章 大規模な火事災害対策	
184	2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局（県災害対策本部）	2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 <u>安全</u> 局（県災害対策本部）	愛知県の組織再編に伴う修正
	第21章 林野火災対策	第21章 林野火災対策	
187	2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局（県災害対策本部）	2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 <u>安全</u> 局（県災害対策本部）	愛知県の組織再編に伴う修正
	第22章 地階等における都市ガス災害対策	第22章 地階等における都市ガス災害対策	
189	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）				修正案（令和元年 11 月修正予定）				備考												
	機関名	(略)	被害発生	(略)	機関名	(略)	被害発生	(略)	表記の整理												
	市		(略) ○地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示 (略)		(略) ○地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等 (略)																
	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地階等における都市ガス災害対策</td> <td>市</td> <td>(略) 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	機関名	主な措置	地階等における都市ガス災害対策	市	(略) 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示 (略)	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地階等における都市ガス災害対策</td> <td>市</td> <td>(略) 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	機関名	主な措置	地階等における都市ガス災害対策	市	(略) 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等 (略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
地階等における都市ガス災害対策	市	(略) 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示 (略)																			
区分	機関名	主な措置																			
地階等における都市ガス災害対策	市	(略) 1 (2) 地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等 (略)																			
	(略) 1 市における措置 (略) (2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示				(略) 1 市における措置 (略) (2) 地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等																
	第 2 3 章 住宅対策				第 2 3 章 住宅対策																
	第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営				第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営																
195	1 市及び県における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営 イ 入居者の選定 ③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯				1 市及び県における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営 イ 入居者の選定 ③ 特定の資産のない母子及び父子並びに寡婦				母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正による修正												
	第 4 編 災害復旧・復興				第 4 編 災害復旧・復興																
	第 2 章 公共施設等災害復旧対策				第 2 章 公共施設等災害復旧対策																
	第 2 節 激甚災害の指定				第 2 節 激甚災害の指定																
210	1 市における措置 (略) (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出するものとする。				1 市における措置 (略) (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出するものとする。				愛知県の組織再編に伴う修正												
	第 3 章 災害廃棄物処理対策				第 3 章 災害廃棄物処理対策																
214	災害廃棄物処理対策				災害廃棄物処理対策																

風水害・原子力等災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 11 月修正）	修正案（令和元年 11 月修正予定）	備考																		
	<p>1 市における措置 (略) (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 (略) オ 収集・運搬したごみ等は、他で再生利用できるものは区分し焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>1 市における措置 (略) (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 (略) オ 収集・運搬したごみ等は、他で再生利用できるものは区分し焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>表記の整理</p>																		
	<p>第 4 章 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第 4 章 被災者等の生活再建等の支援</p>																			
216	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 657 1079 938"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 被災者への 経済的支援 等</td> <td>被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県会館)</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県会館)	4 被災者生活再建支援金の支給	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1137 657 1966 938"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 被災者への 経済的支援 等</td> <td>被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県センター)</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給	<p>名称の変更</p>
区 分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県会館)	4 被災者生活再建支援金の支給																			
区 分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給																			
	<p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p>	<p>第 2 節 被災者への経済的支援等</p>																			
218	<p>2 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 (略) 4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</p>	<p>2 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 (略) 4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p>	<p>表記の整理 名称の変更</p>																		